

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		足利公共職業安定所（２５）建築改修その他工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		栃木県
工事場所(市区町村)		足利市丸山町 688-14
工事概要		敷地面積 約 1,157m² １．建物 １) 庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造地上２階建 建築面積： 約 380m² 延べ面積： 約 770m² 用 途：庁舎 工事内容：防水改修、外壁改修、内装改修、電気設備改修、機械設備改修
担当事務所		宇都宮宮繕事務所
公示日／期限日／開札日		R7.4.24 / R7.5.13 / R7.6.16
工 期		工事の始期から 180 日間（R7.9.1（工事着手期限））
入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札／総合評価落札方式（企業実績評価型） 見積活用方式
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 D等級又はC等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成２２年４月１日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引き渡し完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同体については、適用しない。） （ア）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の外壁改修又は屋上防水改修を含む建築一式工事 （イ）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件とし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。施工実績を２件申請した場合、１件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が５００万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実

		績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
--	--	---

「足利公共職業安定所(25)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、栃木県足利市丸山町において足利公共職業安定所（25）建築改修その他工事の施工を行うものである。本施設は昭和54年に建築されたものであり、完成後46年が経過していることから屋上の伸縮目地の損傷及び窓廻りのシーリング劣化により屋上及び外壁の防水性能の劣化が著しく、漏水の発生により業務に支障をきたしている。また、照明設備のLED化による省エネ対策を図るため、照明設備改修工事を行うものである。

(1)主な工事内容

- ・防水改修 外壁、屋上の伸縮目地改修
- ・外壁改修 外壁仕上げ改修
- ・内装改修 LED改修に伴う一部天井改修
- ・工作物 掲示板等の撤去、新設
- ・外構 屋外スロープの仕上改修
- ・電気設備 LED改修
- ・機械設備 空調設備改修

(2)施工時期、施工条件

- ・周辺地域に対する騒音、振動等の対策として、建物の東側に防音シートを設置。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設設備等計画図（参考図）」（K-01図）、作業時間については現場説明書を参照。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量書活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）
- ・施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上、設計変更等の措置を講じます。

(4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ月単位の週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・ 本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・ 工事の始期を令和7年9月1日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の 主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

(7)見積活用方式の試行

- ・ 工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

(8) 適切な工期の確保について

- ・ 本工事においては、資機材及び機器等（以下、「機器等」という。）について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。